

青森県報

号外第百三十三号

平成二十八年
十二月十六日
(金曜日)

目次

規則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する
条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の
一部を改正する規則……………(人事課)…一

訓令

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令……………(人事課)…一

人事委員会

人事委員会規則七 二〇四(平成二十八年改正条例の施行
に伴う平成二十七年改正条例附則第四項から第六項までの
規定による給料の特例)……………(職員課)…四
人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)
の一部を改正する規則……………(同)…四
人事委員会規則七 六二(初任給調整手当)の一部を改正
する規則……………(同)…六
人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部
を改正する規則……………(同)…七

規

則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十六号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則(平成十二年三月青森県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第三十九条第八号」を「第四十条第八号」に改める。

第四条中「第四十三条第十二号」を「第四十四条第十二号」に改め、同条第一号中「第四十三条第一号」を「第四十四条第一号」に改め、同条第二号及び第三号中「第四十三条第八号」を「第四十四条第八号」に改め、同条第四号中「第四十三条第九号」を「第四十四条第九号」に改める。

第五条中「第四十五条第七号」を「第四十六条第七号」に改める。

第六条中「第四十八条第六号」を「第四十九条第六号」に改め、同条第一号中「第四十八条第二号」を「第四十九条第二号」に改め、同条第二号中「第四十八条第三号」を「第四十九条第三号」に改める。

第七条中「第四十九条」を「第五十条」に改める。

第八条中「第五十一条第五号」を「第五十二条第五号」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第二十二号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

技能職員の給与に関する規程の一部を改正する詔令

技能職員の給与に関する規程（昭和三十六年一月青森県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第五條第六項中「203,500」を「203,900」に、「214,000」を「214,400」に、「222,000」を「222,400」に、「234,000」を「234,400」に改め、

別表第一を次のように改め、

別表第二（第二條、第五條、附則第六項関係）

技 能 職 等 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	給料月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	127,900	179,200	200,900	248,200	277,500
2	2	128,800	180,700	202,300	249,400	279,400
3	3	129,800	182,200	203,700	250,500	281,200
4	4	130,700	183,700	205,000	251,700	283,000
5	5	131,700	185,000	206,300	252,600	284,800
6	6	132,700	186,500	207,700	253,900	286,600
7	7	133,700	187,900	209,100	255,000	288,300
8	8	134,700	189,300	210,500	256,200	290,100
9	9	135,500	190,700	211,900	257,300	291,800
10	10	136,500	191,900	213,500	258,400	293,600
11	11	137,500	193,200	215,100	259,600	295,300
12	12	138,600	194,300	216,500	260,800	297,100
13	13	139,400	195,500	217,800	261,800	298,600
14	14	140,400	196,600	219,300	262,900	300,300
15	15	141,400	197,700	220,800	263,900	301,900
16	16	142,400	198,800	222,100	264,900	303,400
17	17	143,500	199,900	223,100	266,000	305,000
18	18	144,700	201,000	223,900	267,200	306,600
19	19	145,900	202,000	224,800	268,300	308,300
20	20	147,100	203,000	225,800	269,200	310,000
21	21	148,200	204,000	226,700	270,200	311,200
22	22	149,400	205,100	228,200	271,300	312,600
23	23	150,600	206,200	229,500	272,400	314,000
24	24	151,800	207,200	230,600	273,400	315,500
25	25	153,000	208,100	232,100	274,400	316,800

再任用
職員以
外の職

26	154,500	209,000	233,400	275,500	318,300
27	156,000	209,700	234,700	276,600	319,700
28	157,500	210,600	236,000	277,700	321,100
29	158,900	211,500	237,100	278,600	322,700
30	160,400	212,700	238,300	279,700	323,900
31	161,900	213,700	239,600	280,700	325,200
32	163,400	214,600	240,800	281,700	326,400
33	164,900	215,300	241,900	282,600	327,500
34	166,700	216,500	243,200	283,500	328,400
35	168,500	217,600	244,300	284,500	329,500
36	170,300	218,800	245,500	285,600	330,600
37	172,100	219,600	246,800	286,300	331,700
38	173,800	220,800	248,000	287,200	332,800
39	175,500	222,000	249,300	288,100	333,800
40	177,200	223,100	250,600	289,000	334,800
41	178,800	224,000	251,600	289,800	335,800
42	180,200	225,200	252,900	290,800	336,800
43	181,600	226,200	254,000	291,800	337,800
44	183,000	227,300	255,300	292,700	338,800
45	184,500	228,400	256,200	293,400	339,700
46	185,900	229,500	257,300	294,300	340,700
47	187,300	230,600	258,500	295,200	341,700
48	188,700	231,600	259,500	296,100	342,700
49	190,000	232,600	260,700	296,800	343,600
50	191,200	233,700	261,900	297,400	344,500
51	192,300	234,800	263,100	298,100	345,400
52	193,500	236,000	264,000	298,900	346,200
53	194,600	237,100	265,100	299,500	347,000
54	195,700	238,100	266,200	300,300	347,800
55	196,800	239,000	267,400	301,000	348,600
56	197,900	239,800	268,600	301,700	349,300
57	199,000	240,800	269,500	302,400	350,000
58	200,000	241,800	270,500	303,100	350,800
59	201,000	242,800	271,600	303,900	351,600
60	202,000	243,700	272,600	304,600	352,300
61	203,100	244,700	273,700	305,200	353,000
62	204,000	245,600	274,800	305,900	353,700
63	204,900	246,500	275,700	306,600	354,400
64	205,800	247,400	276,800	307,300	355,100
65	206,500	248,200	277,700	307,800	355,700
66	207,300	249,000	278,500	308,300	356,200
67	208,000	249,800	279,300	308,900	356,700
68	208,800	250,500	280,100	309,500	357,200
69	209,200	251,300	280,900	310,100	357,600
70	209,800	251,900	281,700	310,500	358,100
71	210,100	252,400	282,500	311,000	358,600
72	210,700	252,900	283,200	311,500	359,100
73	211,000	253,100	284,000	311,800	359,500
74	211,600	253,500	284,700	312,300	360,000
75	212,100	254,000	285,500	312,800	360,500
76	212,900	254,500	286,300	313,200	361,000

77	213,100	255,000	286,900	313,400
78	213,800	255,400	287,400	313,700
79	214,300	255,900	287,900	314,000
80	214,900	256,400	288,300	314,300
81	215,600	256,700	288,700	314,600
82	216,100	257,000	289,100	314,900
83	216,700	257,300	289,600	315,200
84	217,400	257,600	290,100	315,500
85	218,000	257,800	290,500	315,700
86	218,600	258,000	291,100	316,100
87	219,100	258,300	291,700	316,400
88	219,800	258,600	292,300	316,600
89	220,300	258,800	292,600	316,800
90	220,900	259,000	293,100	317,100
91	221,500	259,400	293,600	317,400
92	222,000	259,600	294,000	317,700
93	222,400	259,900	294,400	317,900
94	222,900	260,300	294,900	318,200
95	223,400	260,600	295,400	318,500
96	223,900	260,900	295,900	318,700
97	224,500	261,100	296,200	318,900
98	225,000	261,400	296,600	319,200
99	225,500	261,600	297,100	319,500
100	226,000	261,900	297,600	319,700
101	226,400	262,200	298,000	319,900
102	226,900	262,400	298,400	320,200
103	227,500	262,700	298,700	320,500
104	228,100	263,000	299,000	320,700
105	228,500	263,200	299,300	320,900
106	229,000	263,400	299,700	321,200
107	229,500	263,700	300,100	321,500
108	229,900	263,900	300,500	321,700
109	230,100	264,200	300,800	321,900
110	230,500	264,500	301,200	
111	231,000	264,800	301,600	
112	231,500	265,000	301,900	
113	231,800	265,200	302,100	
114	232,300	265,500	302,400	
115	232,800	265,700	302,700	
116	233,300	265,900	302,900	
117	233,600	266,200	303,100	
118	234,000	266,500	303,400	
119	234,400	266,800	303,700	
120	234,800	267,100	303,900	
121	235,200	267,200	304,100	
122		267,500	304,400	
123		267,800	304,700	
124		268,100	304,900	
125		268,200	305,100	
126		268,500	305,400	
127		268,800	305,700	

361,400

128	269,100	305,900
129	269,200	306,100
130	269,500	306,400
131	269,800	306,700
132	270,100	306,900
133	270,200	307,100
134	270,500	
135	270,800	
136	271,100	
137	271,200	

別表第六中

30	29
31	30
32	30
33	31
33	31
34	31
34	32
35	32
35	33
36	34
	35

に改める。

別表第七中

37	38
38	40
39	42
40	44
42	45
44	46
46	46
	47

に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この訓令は、公表の日から施行し、改正後の技能職員等の給与に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

（平成二十八年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

2 平成二十八年四月一日からこの訓令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の技能職員等の給与に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動の日における号給は、知事の定めるところによる。

（施行日から平成二十九年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整）

3 施行日から平成二十九年三月三十一日までの間において、改正後の規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又は

その受ける号給に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、知事の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与（技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令（平成二十一年三月青森県訓令甲第九号。以下「平成二十一年改正訓令」という。）附則第七項及び第八項又は技能職員等の給与に関する規程等の一部を改正する訓令（平成二十七年三月青森県訓令甲第一号。以下「平成二十七年改正訓令」という。）附則第三項及び第四項の規定に基づいて支給された給与を含む。）は、改正後の規程の規定による給与（平成二十一年改正訓令附則第七項及び第八項又は平成二十七年改正訓令附則第三項及び第四項の規定による給与を含む。）の内払とみなす。
- 5 前三項に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

人事委員会

人事委員会規則七 二〇四（平成二十八年改正条例の施行に伴う平成二十七年改正条例附則第四項から第六項までの規定による給料の特例）をここに公布する。

平成二十八年十二月十六日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 二〇四

平成二十八年改正条例の施行に伴う平成二十七年改正条例附則第四項から第六項までの規定による給料の特例

平成二十八年四月一日から職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年十二月青森県条例第六十一号。以下「平成二十八年改正条例」という。）の施行の日の前日までの間において人事委員会規則七 二〇三（平成二十七年改正条例

附則第四項から第六項までの規定による給料）第三条第一項第二号に掲げる場合に該当した職員に対する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年三月青森県条例第十号）附則第五項又は第六項の規定による給料については、同規則第三条又は第四条の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七 三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月十六日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第七の行政職給料表昇格時号給対応表中

36
36
37
38
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45

を に改める。

36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43

別表第七の教育職給料表（昇格時号給対応表中

53
54
55
56
57
57
58
58
59
59
60

を

53

別表第七の二の研究職給料表降格時号給対応表中

77
78
79

に、

102
104
106
108
112
116
120

を

103
106
109
112
115
118
121

に、

69
70
71
72
74
76
78

を

70
72
74
76

を

95
98
101
106
111
116

を

96

に改める。

100
105
110
115
120

別表第七の二の医療職給料表(三)降格時号給対応表中

108
112
116
120
124
128
132

を

109
114
119

に改める。

124
127
130
133

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 平成二十八年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基

準)(以下「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)(のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

人事委員会規則七 六二(初任給調整手当)の一部を改正する規則をここに公布す

平成二十八年十二月十六日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 六二(初任給調整手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六二(初任給調整手当)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表 (第六関係)

期間の区分	1 項 職 員					2 項職員	3 項職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
1 年 未 満	円 413,800	円 368,000	円 308,000	円 250,600	円 184,300	円 50,600	円 45,000
1年以上2年未満	円 413,800	円 368,000	円 308,000	円 250,600	円 184,300	円 50,600	円 45,000
2年以上3年未満	円 413,800	円 368,000	円 308,000	円 250,600	円 184,300	円 50,600	円 45,000
3年以上4年未満	円 413,800	円 368,000	円 308,000	円 250,600	円 184,300	円 50,600	円 45,000
4年以上5年未満	円 413,800	円 368,000	円 308,000	円 250,600	円 184,300	円 50,600	円 45,000
5年以上6年未満	円 413,800	円 368,000	円 308,000	円 250,600	円 184,300	円 50,600	円 45,000
6年以上7年未満	円 413,800	円 368,000	円 308,000	円 250,600	円 184,300	円 48,800	円 45,000
7年以上8年未満	円 413,800	円 368,000	円 308,000	円 250,600	円 184,300	円 47,000	円 45,000
8年以上9年未満	円 413,800	円 368,000	円 308,000	円 250,600	円 184,300	円 45,200	円 45,000
9年以上10年未満	円 413,800	円 368,000	円 308,000	円 250,600	円 184,300	円 43,400	円 45,000
10年以上11年未満	円 413,800	円 368,000	円 308,000	円 250,600	円 184,300	円 41,600	円 37,500
11年以上12年未満	円 413,800	円 368,000	円 308,000	円 250,600	円 184,300	円 39,800	円 30,000
12年以上13年未満	円 413,800	円 368,000	円 308,000	円 250,600	円 184,300	円 38,000	円 22,500
13年以上14年未満	円 413,800	円 368,000	円 308,000	円 250,600	円 184,300	円 36,200	円 15,000
14年以上15年未満	円 413,800	円 368,000	円 308,000	円 250,600	円 184,300	円 34,800	
15年以上16年未満	円 413,800	円 368,000	円 308,000	円 250,600	円 184,300	円 33,400	
16年以上17年未満	円 409,400	円 364,000	円 304,700	円 248,000	円 182,700	円 32,000	
17年以上18年未満	円 405,000	円 360,000	円 301,400	円 242,800	円 181,100	円 30,600	
18年以上19年未満	円 400,600	円 356,000	円 299,100	円 242,800	円 179,500	円 29,200	
19年以上20年未満	円 396,200	円 352,000	円 294,800	円 240,200	円 177,900	円 27,800	
20年以上21年未満	円 391,800	円 348,000	円 291,500	円 237,600	円 176,300	円 26,400	
21年以上22年未満	円 372,400	円 331,100	円 277,700	円 225,600	円 167,100	円 25,800	
22年以上23年未満	円 352,600	円 313,900	円 263,700	円 213,700	円 157,300	円 25,200	
23年以上24年未満	円 333,300	円 297,200	円 250,200	円 201,700	円 148,200	円 24,200	
24年以上25年未満	円 313,900	円 280,300	円 236,300	円 189,900	円 138,500	円 23,600	
25年以上26年未満	円 294,400	円 263,400	円 222,600	円 178,100	円 129,300	円 23,000	
26年以上27年未満	円 271,700	円 242,600	円 205,000	円 163,700	円 118,300	円 22,400	
27年以上28年未満	円 249,500	円 222,200	円 187,900	円 149,400	円 107,900	円 21,800	
28年以上29年未満	円 227,100	円 201,800	円 170,600	円 135,100	円 97,600	円 21,000	
29年以上30年未満	円 204,300	円 181,000	円 153,000	円 120,800	円 86,600	円 20,700	
30年以上31年未満	円 179,500	円 159,100	円 135,000	円 105,800	円 76,000	円 20,300	
31年以上32年未満	円 154,600	円 137,200	円 116,700	円 91,000	円 64,900	円 19,700	
32年以上33年未満	円 130,000	円 115,500	円 98,800	円 75,800	円 54,500	円 18,800	
33年以上34年未満	円 91,900	円 83,600	円 72,800	円 56,700	円 40,300	円 17,900	
34年以上35年未満	円 56,600	円 53,800	円 48,500	円 38,300	円 27,100	円 17,200	

備考

- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、同条第3項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員をいう。
- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、1項職員及び2項職員にあつては採用の日又は第4条第1号若しくは第2号の職員となつた日以後の期間、3項職員にあつては獣医師免許を取得した日以後の期間を示す。
- この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは、同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは、同項第5号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七 六一（初任給調整手当）の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

人事委員会規則七 八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月十六日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号中「百分の九十三以上百分の百五十」を「百分の九十九以上百分の百六十」に、「百分の百十九以上百分の百九十」を「百分の百二十五以上百分の百二十」に改め、同項第二号中「百分の八十二・五以上百分の九十二」を「百分の八十八以上百分の九十九」に、「百分の百五・五以上百分の百十九」を「百分の百一以上百分の百二十五」に改め、同項第三号中「百分の七十二」を「百分の七十七」に、「百分の九十二」を「百分の九十七」に改め、同項第四号中「百分の七十二」を「百分の七十七」に、「百分の九十二」を「百分の九十七」に改める。

第十四条の二第一項第一号中「百分の三十五」を「百分の四十」に、「百分の四十五」を「百分の五十」に改め、同項第二号中「百分の三十五」を「百分の四十」に、「百分の四十五」を「百分の五十」に改め、同項第三号中「百分の三十五」を「百分の四十」に、「百分の四十五」を「百分の五十」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七 八〇（期末手当及び勤勉手当）の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭